

赤羽駅東口地区まちづくりガイドライン策定検討会の公開に関する内規

- 第1 この内規は、赤羽駅東口地区まちづくりガイドライン策定検討会（以下「検討会」という。）設置要綱第6条第6項の規定に関し、必要事項を定めるものとする。
- 第2 会場で傍聴を希望する者は、会場の広さに応じて先着順にて受け付けるものとし、所定の傍聴簿に自己の氏名及び住所を記入の上、所定の傍聴席で傍聴しなければならない。
- 第3 次の事項に該当する者は、傍聴席に立ち入ることができない。
- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット、張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他明らかに示威的と認められる物品を着用し、又は携帯している者
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者
 - (4) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 第4 傍聴人は、次の行為を行ってはならない。
- (1) 議事に対しての発言や騒ぎ立てる等、議事の進行を妨げること。
 - (2) カメラ・ビデオカメラ・録音機等での撮影及び録音をすること。
- 2 会長は、前項に掲げる行為を行った傍聴人の退場を命じることができる。

第5 会議はオンラインによる傍聴のための配信を行う。

2 オンラインによる傍聴を希望する者は、所定の方法により自己の氏名、連絡先を登録のうえ事前に申し込まなければならない。

3 オンラインによる傍聴においては、傍聴人は次の行為を行ってはならない。

(1) 会議の状況や資料を無断で録画・保存すること。

(2) 配信で得た情報をもとに個人・団体への誹謗・中傷・個人情報の流布を行うこと。

4 会長は、会議の進行の妨げとなる行為を行った傍聴人を退室させることができる。

5 会議後の一定期間、希望する者に対してアーカイブ動画を配信することとする。

第6 発言の要旨等は事務局でまとめ、内容を確認のうえ北区ホームページに掲載し、広く区民に周知することとする。

赤羽駅東口地区まちづくりガイドライン策定検討会の
代理出席に関する内規

- 第1 赤羽駅東口地区まちづくりガイドライン策定検討会（以下「検討会」という。）設置要綱第8条の規定に基づき、会議の代理出席に関し必要事項を定めるものとする。

- 第2 委員（学識経験者を除く）が、事故その他のやむを得ない理由により検討会を欠席する場合、会長は、当該委員が推薦する者の委任状をもって代理を認めることができる。